

厚生労働科学研究費補助金

子ども家庭総合研究事業

保育園での児童虐待の早期発見・対策にかかわる諸問題の解明と  
対策システムの構築

平成17年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 加藤 和生

平成18（2006年）4月

# 目 次

## I. 総括研究報告書

保育園での児童虐待の早期発見・対策にかかわる諸問題の解明と対策システムの構築(総括) -----	1
--	---

主任研究者 加藤和生

## II. 分担研究報告

1. 保育園や幼稚園において潜在化する被虐待児の発見および通告のプロセス・モデルの改訂 ---	7
---	---

笠原正洋・加藤和生・後藤晶子

2. 「児童虐待に関する法律知識テスト」の作成の試み：保育士・保育士養成系大学生・一般大学生との比較から -----	22
--	----

加藤和生・小林美緒・笠原正洋・丸野俊一

3. 保育園での被虐待児の発見と通告の実態：通告率とそれに影響する諸要因の検討 -----	35
---	----

加藤和生・笠原正洋・後藤晶子・丸野俊一

4. 保育園での被虐待児の発見と通告および通告後の対応に関する自己効力感尺度の開発 -----	48
---	----

笠原正洋・加藤和生・丸野俊一

5. 保育士の児童虐待対応自己効力感を規定する要因の検討 -----	57
------------------------------------	----

笠原正洋・加藤和生・丸野俊一

6. 保育士による児童虐待の発見と通告に影響する諸要因の検討：ビネットを用いた調査 -----	65
---	----

加藤和生・笠原正洋・後藤晶子・丸野俊一

7. 児童虐待の早期発見・対策にかかわる市町村と保育所の連携のあり方に関する研究 -----	84
--	----

田代勝良・加藤和生

## III. 社会的活動

日本発達心理学会第17回大会 大会企画公開シンポジウム：「何が児童虐待の早期発見・対応を困難にしているのか」-----	100
---	-----

加藤和生・笠原正洋・藤川貞敏・安部計彦・才村 純・井上登生

# 厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

## （総括）研究報告書

研究課題：保育園での児童虐待の早期発見・対策にかかわる諸問題の  
解明と対策システムの構築

主任研究者 加藤 和生

九州大学大学院人間環境学研究院

### 研究要旨

保育園は、児童虐待の早期発見、通告および対応において重要な役割を果たすと考えられている。だが現実には、そこに勤務する保育士らは早期発見と対応に関して多くの問題・悩み・不安を抱えている。そのため、必ずしも発見・対応が十分になされていない。この問題を打開し、期待される保育士らの役割を十分に遂行するように支援していくためには、彼らのおかれた現状・問題を明確に分析し、その上で現場の状況とニーズに合った効果的な対策を立案・提言していくことが必要である（3年間計画）。今年度は、昨年度、作成した保育士による児童虐待の「発見から対応まで」のプロセス・モデルを改訂し、保育者による児童虐待の発見・通告の問題点を自己評価できるアセスメント・ツールを作成した。また、このモデルを概念的枠組みとして、保育士を対象に調査を実施し、発見・通告に影響する要因の実証的な検討を行った。また、専門機関との連携上の問題を市町村の窓口を調査した。この保育士を対象とした調査をもとに、今後の保育者用児童虐待対応プログラムを策定する。

### 主任研究者

加藤和生 九州大学大学院人間環境学研究院

### 分担研究者

笠原正洋 中村学園大学人間発達学部

田代勝良 西九州大学社会福祉学部

後藤昌子 独立行政法人肥前精神医療センター

丸野俊一 九州大学大学院人間環境学研究院

### I. はじめに

#### (1) 研究の背景と本研究の位置づけ

今日、児童虐待への意識は一般の中にもや  
っと高まりつつある。だが、日本での児童虐  
待への理解・対応・制度の確立は欧米に比べ  
ると非常に遅れているのが現状である。児童  
虐待防止法が施行されるようになって以来、  
保育園など児童と直接関わりを観察する機  
会の多い機関では、施設をあげての児童虐待

の早期発見・対応が、法的・社会的に強く要請されるようになってきた。しかし、こうした要請があるにもかかわらず、保育園の多くは、児童虐待の早期発見・対策のための準備はまだほとんどできておらず、具体的にどのように対応して良いのかに悩み、さらに対応しようとするが現実には、多くの障害に直面し、対応に苦慮しているのが現状である。

このような現状は、日本における児童虐待問題への一般の人や研究者・福祉関係者の意識の遅れに起因している。研究に関していうならば、児童虐待防止法の施行以来、急激に啓蒙的書物が出版され、重篤な被虐待時の治療事例報告が出てくるようになったが、虐待の実態や対策における問題点を実証的に研究するものは未だに少ない(加藤, 2005)。

本来、児童虐待という問題を取り扱う際に、「予防」、「発見とその対策」、「治療」という3つの段階に分けて考えることが有用であろう。というのは、それぞれの段階で中心的役割を果たす職種(あるいは団体、個人)が存在し、それぞれの職種が自らに分担することが期待されている役割があるはずであるからだ。もしそうであるとするならば、それぞれの段階での必要な職種とその役割分担を相互に明確に話し合い、その上で相互の連携システムを構築していくことが、児童虐待という問題にもっとも効果的に対処できると考えるからである。

この観点から、冒頭で述べた保育士らの現状を考えるならば、彼らへの社会的期待や要請は大きな問題が存在する。だが、その役割は必ずしも社会的に明確に認知され共有されていないようである。そのため、被虐待児を早期に発見し対応するとき、保育士たちは多くの困難(不安、問題、ニード)に直面している。

保育園や保育士のおかれた困難な状況を

打開するためには、まず、保育園や保育士が直面している問題(不安、悩み、障害、ニードなど)を具体的かつ綿密に調査することが不可欠であろう。そうすることではじめて、現場の状況に合った具体的で有効な対策法を考案できると考える。

だが、今までのところ、この問題に関して実証的なアプローチにもとづく研究は非常に少ない。確かに若干の実証的研究は存在するが、そこでは多くの保育士が被虐待児への対応に不安・悩み・不満を抱えていることを明らかにしただけで、保育士たちのその不安や悩み、抱えている問題の内容や原因を明らかにするものではない。そのため、児童虐待への具体的な対応策へのヒントをほとんど提供していない。

## (2)本研究の全体構想

本研究では、こうした状況および問題意識をふまえて、「発見・通告」の段階に焦点をあて、3年間の研究期間をとおして次の3点の課題に取り組む。

課題1: 保育園保育士の抱える問題の分析と実態把握

保育園・保育士の抱える問題(不安、悩み、ニードなど)、保育士の児童虐待への対応に関する知識および技能(虐待の種類とサイン、早期発見の仕方とその意義、通告義務と通告法、親への対応方法や育児不安相談の技能、関連機関の存在と連携の仕方、園全体としての対応の仕方など)の詳細な聞き取り調査を行い、質的な分析を行う。

次に、質問紙調査で量的分析を行う。その際、保育園・保育士の要因、保育園・保育士と保護者との関係、保育園と児童虐待関連機関との連携の3つの観点からも分析を行う予定である。というのは、保育園での児童虐待への対応は、保育園あるいは保育士だけの問題ではなく、他との連携やそこでおこる関

係構造上の問題も考慮しなければならないからである。

課題2：利用可能な対策プログラムの開発

次に、それにもとづき、保育園・保育士のおかれた現状を十分に考慮した対策プログラムを提案する。また、それをさらに外から支援するシステム（保育士や親への教育プログラム、親への支援方法の構築、連携ネットワークの構築、さらに保育教育でのカリキュラム改善）についても、現場の保育士・保育園と連携して考案する。以上を通して、保育園の現場の状況にあった実践的な児童虐待への対応策を提言する。

課題3：対策プログラムの有効性の検証

提案した対策プログラムの有効性を検証する。

## II. 研究方法

3年間の研究期間を通して、上述の3つの課題を、次の時間的枠組みにもとづき遂行していく。なお、平成17年度は、課題2と課題3（前半）に取り組んだ。

課題1：①児童虐待の早期発見と対応に関する保育園・保育士の抱える問題を概念的に分析・整理し、それにもとづき児童虐待の発見から対応までのプロセス・モデルと原因分類のためのコード・スキーマを構築した。②そのモデル及びコード・スキーマにもとづき、そのプロセスの各段階で、保育園経営者、保育士がどのような問題（不安、悩み、不満、ニードなど）を抱えているかを取り出すための面接構造質問紙を作成した。③それにもとづいて、詳細な半構造化面接を行い、それを分析し、それぞれの段階での問題の内容やその原因を質的に分析した。（平成16年度終了）

H17年度では、①問題とその原因の因果モデルを作成した。また、それを数量的に検証するための質問項目を作成し、それと関連尺

度とを含めた質問紙を作成した。②この質問紙に基づき調査を実施した。

H17年度後半では、①データ整理および分析を行う。特に、保育士の持つ不安、悩み、不満に関わる要因の因果モデルを多変量解析手法を用いて推計統計学的に検証した。

なお、児童相談所、開業医等にも保育園への対応において、これらの期間の現状と抱える問題の聞き取り調査を実施した。

課題2：①H16年度から17年度前半にかけて、児童福祉行政、制度およびその実態の状況を文献および関係者の面接を通して調査し、現状と問題・課題を整理した。次に、②

課題1の分析結果にもとづき、H17年度後半から、具体的な児童虐待への対応策の草案を検討した。その際、保育士が具体的に利用可能な対策案を作成することを意図した。また、園外から支援するシステム（保育士や親への教育プログラム、親への支援方法の構築、連携ネットワークの構築、さらに保育教育でのカリキュラム改善案）についても、現場の保育園・保育士と連携して考案・提案した。以上を通して、保育園の現場にあった実践的な児童虐待への対応策を提言する予定である。

課題3：H18年度前半では、①児童虐待への対応能力を反映する変数（例えば、児童虐待の発見率、対応への不安・悩み、自己効力感、虐待サインの読みとりなど）を測定できる尺度や質問項目を作成する。②H17年度の質問紙調査のサンプルから選出した保育園でこの調査を実施する（事前テスト）。③課題2で提案した対策プログラムを理解しやすい形にまとめ、研修等で用いることのできる教材を作成する。これを保育園に配布する。また、講習会等で用い、教授・実習を行う（教授・訓練）。

H18年度後半では、大規模調査で行った対応能力に関する調査を再度行う。これにより、

保育園での児童虐待への対策プログラムの有効性を検証する（事後テスト）。また、結果に基づき、内容を修正・改善を行う。

### III. 研究成果および考察

H17年度の目標は、保育園の保育士を対象に、平成16年度に検討された概念モデルを実証的に検討することであった。成果は以下の通りである。

- (1) 保育者面接調査にもとづく虐待発見・通告のプロセス・モデルの確定：笠原・加藤・後藤は、保育者を対象とした詳細面接をもとに、保育所での被虐待児の早期発見・通告のプロセス・モデルを確定した。これによって、保育士の抱える問題を概念的に整理し、保育者自身が虐待の未発見・未通告を自己査定できるアセスメント・ツールとして利用することができるようになった。
- (2) 保育園での被虐待児の早期発見と対応に影響する「児童虐待に関する法律知識テスト」の作成：加藤・小林・笠原・丸野は、保育所での被虐待児の発見・通告に影響する要因として検討するために、「児童虐待に関する法律知識テスト」を作成した。保育士407名と保育士養成系学生101名、教員養成系学生151名を比較した。その結果、保育士よりも保育士養成系学生のほうが児童虐待に関する正しい法律知識を持っていることが示された。今後、このテストを、保育士が児童虐待の法律知識をアセスメントする道具として利用することができる。
- (3) 保育士による虐待の未発見、未通告についての因果モデルの構成と質問紙の作成、調査の実施：加藤・笠原・後藤・丸野は、昨年度の実績をふまえて虐待の未発見、未通告を説明する因果モデルを作成し、

それをもとにした質問紙を作成した。この質問紙を、福岡、佐賀、長崎、大分、山口にある認可保育園に勤務する保育士1,000名に配布し調査した。その結果、有効回答者407名の質問紙を回収できた。

分析の結果、虐待の通告率(LRP: lifetime reporting proportion 通告数/虐待を疑った子ども数)は、0.12だった。そして、この通告率に影響する要因を分析したところ、専門機関の対応に対する否定的態度の1要因である専門性不安要因が通告率を抑制していた。また、園の通告体制が整備されているほど、さらに「児童虐待に関する法律知識テスト」の中の法律手続きに関する知識が影響していた。

- (4) 保育者による虐待発見から通告対応に関する自己効力感尺度の開発：笠原・加藤・丸野は、保育士の虐待対応の自己効力感を測定する尺度を開発した。尺度開発によって、保育者の状態をアセスメントすることが可能となり、教育・研修の効果を測定する道具としても利用できる。基準関連妥当性および構成概念妥当性が確認された。
- (5) 虐待発見から通告対応に関する自己効力感尺度を規定する要因の検討：笠原・加藤・丸野は、虐待の発見効力感、園の虐待対応体制のなかの通告体制、児童虐待に関する法律知識テストの手続き知識、および虐待認識によって影響を受けていた。また通告対応効力感の高さは、通告体制に規定されていた。また、専門家への否定的態度である呼応性不安や専門性不安によって抑制されていた。以上の分析より、組織要因としての園内体制を教育研修によって整備していくことが緊急の課題であると考察された。
- (6) ビネットによる因果モデルの検討：保育

園で遭遇する可能性のある虐待事例をピネットで提示し回答を求める調査を行った。従属変数は、虐待認識、保育士個人の通告必要性認知、同僚報告意図、上司報告意図、上司が虐待を否定したとき保育士が単独で専門機関に通告する意図である。説明変数は、事例要因、保育者要因そして組織要因である。①虐待認識に影響する要因は、事例要因の深刻度認知であり、分散の約44%を予測していた。②通告必要性の認知に影響する要因は、事例要因だった。分散の約52%を予測していた。保育者個人要因では、虐待認識が通告の必要性認知を高め、通告に伴う不安が有意に必要性認知を抑制していた。しかし、この必要性認知を説明する要因は事例要因だった。③同僚への報告意図に関わる要因は、事例要因の深刻度認知だった。保育者要因の寄与のほうが大きかった(保育者要因の説明率11.7%、事例要因のそれが9.2%)。連携自己効力が高く、通告法の手続きに関する知識や園内での発見体制が同僚への報告意図を強めていた。しかし、通告でき通告後も親と対応できるという通告対応自己効力感や組織不安が同僚への報告意図を抑制していた。④上司への報告意図をより説明する要因は保育者要因だった(分散の11.9%)。通告への不安の高さが上司への報告意図を抑制し、親不安や連携自己効力感の高さが意図を強めていた。⑤単独通告意図には、保育者要因がより関与していた(分散の12.1%)。通告でき通告後も親と対応できるという自己効力感や虐待であるとの認識がこの意図を強めており、その反対に連携自己効力感がこの意図を抑制していた。

#### (7) 児童虐待の早期発見・対策にかかわる市

町村と保育所の連携のあり方に関する研究：田代・加藤は、平成16年の児童福祉法の改正に伴う市町村の役割を面接を通して調査した。その結果、①児童虐待に対する体制整備や職員配置には市町村格差があること、②地域包括支援センターや要保護児童対策地域協議会の機能強化が重要であること、③保育所との連携は比較的良好であるが、相談・通告マニュアルの整備や要望保護児童対策地域協議会の組織が急がれること、④保護者への対応の明確化および地域での虐待防止の住民参加システムを構築していくことが必要であることがわかった。

#### IV. 評価

##### (1) 達成度について

本年度に設定した目標は、概ね達成されている。すなわち、児童虐待の早期発見と対応に関して保育園・保育士の抱える問題を量的に検討することができた。

##### (2) 研究成果の学術的・社会的意義について 学術的意義：

a) 実証的研究の非常に少ない中での試み：前年度は質的検討を通して、虐待の未発見・未通告に影響する要因を明らかにした。しかし、今年度の量的検討により、前年度に見いだされた要因が未発見や未通告に及ぼす寄与の程度を直接、明らかにすることができた。

b) 児童虐待への対応を困難にしている要因の特定化により、心理的メカニズムの解明と園システムへの対策を立案できる：被虐待児の発見・通告決定・その後の対応のプロセス・モデルを構築し、それぞれの段階で生じる問題や不安・悩みとその原因要因の関係をモデル化し統計的手法を用いて、実証的に検証した。

c) 今後は、児童虐待への対応プログラムを提案し、その効果を実証的に検証し、将来のより有効なプログラム作りのたき台とその方法論を構築できる。

#### 社会的意義

a) 保育園・保育士が、今、社会に求められている児童虐待の早期発見と対策に関して、直面している諸問題の実態が詳細に把握できた。

b) 幅広い視点からの対応策を考えている：対策の一環として、児童虐待に関する教育（現職保育士、保育士学生、親への教育）、園と関連施設の連携づくり、親への心理支援（育児相談、心理カウンセリング）など、より広い観点からの対策を視野に入れている。

c) 現場の人に役立つ対策法・マニュアル・研修プログラムの提案を目指す：現在、作られている児童虐待対策マニュアルや実施されている研修会は、現場の保育士のニーズを充たすものとなっていない。現場の人たちと共同で作成することで実効性のあるものを作る。

d) 保育園での児童虐待への具体的な対策および対策技能を向上させる教材を作成する。それにより、保育園・保育士は自信を持って被虐待児の早期発見・適切な対応（指導とケア）をすることができるようになる。

e) 提案する対策方法を実際に実施して、その有効性を調査・検討する：対策法を提案するだけでなく、その対策法を用いることで、どのような効果があるのか、どう改善したらよいのかなどの実証的方法論を提供する。

#### (3) 今後の展望について

今回実施された調査により、次年度に予定している課題3の遂行に必要なプログラ

ム原案を検討することが可能となる。今後は、これをプログラムの具体的な内容にいかにか盛り込んでいくかが課題となる。

なお、本研究の調査によって、保育者の知識を測定する「児童虐待に関する法律知識テスト」、虐待対応の効力感を測定する「虐待対応自己効力感チェックリスト」、そして園全体で虐待対応を行う「虐待対応チェックリスト」を作成した。これらを対策プログラムに活用し、その妥当性も今後さらに検討していく必要がある。



# 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)

## (分担)研究報告書

### 保育園や幼稚園において潜在化する被虐待児の発見および

### 通告のプロセス・モデルの改訂

分担研究者 笠原正洋<sup>1)</sup> 加藤和生<sup>2)</sup> 後藤晶子<sup>3)</sup>

1) 中村学園大学人間発達学部

2) 九州大学大学院人間環境学研究院

3) 独立行政法人肥前精神医療センター

#### 研究要旨

保育者 33 名を対象にした半構造化面接から抽出された 74 事例に対して、保育者による児童虐待対応プロセスを新たにモデル化した。そのプロセス・モデルの適合度を検討したところ、98.4%だった。このプロセス・モデルは、保育者が虐待を発見し、上司へ報告を行う、そして専門機関へ通告を行うという意味決定を支援するアセスメント・ツールとして利用可能である。

#### I. 問題と目的

児童虐待は社会全体で早急に解決すべき問題となってきた。例えば、平成 16 年度の児童虐待相談処理件数は前年度比 25.7%の伸びで 33,408 件となり、相談処理件数は平成 2 年度の 1,101 件を 1 とした場合、30.34 倍となった。また、虐待相談処理された子どもの中で、0 歳から学齢期前までの児童の占める割合は、平成 14 年度から平成 16 年度にかけて 50.0%、47.3%、45.7%と約 5 割を占めている（厚生労働省「児童相談所における児童虐待相談処理件数等」 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv07/index.html>）。そのため、

平成 16 年 10 月には、児童虐待を早期に発見・対応し、児童虐待そのものの発生予防を強化するために児童虐待の防止等に関する法律が一部改正され、虐待を受けたと思われる児童にまで通告義務が拡大され、通告先も市町村の窓口にもまで拡大されるようになってきた。

このような現状から、通告義務を課せられた多くの専門職の役割は、ますます重要となってきた。特に、学齢期前の年齢段階にある子どもたちと接することの多い保育園の保育士・幼稚園の教諭（以降、保育者と記す）は、被虐待の子どもの早期発見とその子どもや家族への対応という

面で、ますます重要な役割を果たすよう求められるだろう。

しかし、保育者がこのような役割を遂行するにあたって、不安や不満を強く感じていることがいくつかの研究で指摘されている（笠原・加藤，2004，2005a；加藤，2002；Sundell，1997）。例えば、加藤（2002）は、保育者419名を対象にした質問紙調査により保育者の約55%が、通告への抵抗を感じていると報告している。また、笠原・加藤（2005a）は、84ヶ所の保育園の保育者524名を対象に7,628名の園児を調査したところ、保育者は虐待を疑われる子どもを発見しても専門機関に通告するわけではなく約1.18%（ $n=90$ ）の子どもが未通告のままになっていることを報告している。Sundell（1997）はまた112ヶ所の保育園と167ヶ所のデイケアセンターにいる園児3,767名の内、保育者によって虐待を疑われた子ども112名の子どもの中で専門機関に実際に通告されたのは、19%（21名）の事例にすぎないとも報告している。これらの研究は、保育者が児童虐待の問題に対応していくことに不安や不満が強く、場合によっては通告に至らない事例がある可能性を強く示唆している。

このような現状を踏まえるならば、これからの研究は、単に、保育者が虐待の判断や通告などに際して否定的な感情を抱き虐待を疑いながらも通告できていないという問題があることを示すだけではなく、なぜそのような問題が生じるのかの原因について詳細に検討していく必要があることを強く訴えている。こうした検討を行っていくためには、次の2つの課題を綿密に遂行していくことが不可欠といえよう。すなわち、①発見から通告や未通告という行動に至るまでのプロセスとは何かを明らかにすること、その上で、②そのプロセス内の阻害要因や促進要因を明らかにすることである。これらを踏まえた上で初め

て、最終的な対応方法の策定が可能になるのではないだろうか。

近年、多くの研究が、虐待の早期発見やその通告の決定にどのような要因（促進的・阻害的）が影響しているのかを明らかにしようとしてきている。しかし、これらの研究が扱っている職種のほとんどは、本研究が問題にしている保育者ではなかった。すなわち、医師（Feng & Levine, 2005; Flaherty, Sege, Binns, Mattson, & Cheistoffel, 2000; Shor, 1998）、社会福祉士（Ashton, 2004; Delaronde, King, Bendel, & Reece, 2000）、心理士（Brosig & Kalichman, 1992; James & DeVaney, 1994; Kalichman & Brosig, 1993; Kalichman, Craig, & Follingstad, 1988, 1990）、警察（Wills & Wells, 1988）、および小学校以上の教員（Abrahams, Casey, & Daro, 1992; Crenshaw, Crenshaw, & Lichtenberg, 1995; Kenny, 2004; Kenny & McEachern, 2002; O'Toole, Webster, O'Toole, & Lucal, 1999）であった。そして、保育者を対象にして検討した研究は、ほんの数件しか見られない（Nightingale & Walker, 1986; Sundell, 1997; Wurtele, & Schmitt, 1992）。さらに問題なのは、これらの研究では、虐待を発見し通告するプロセスがそもそもどのようなものなのかということについて、ほとんど検討してきていないということである。そこで、本研究では、このような状況を踏まえて、本研究では保育者による虐待発見から通告までのプロセスについての詳細な質的分析を通して、そのモデル化を試みる。

では、被虐待児の発見と通告のプロセスは、どのようにモデル化されるのだろうか。このような問題意識のもとに検討している研究は非常に少なく、特に保育者を対象にモデルを構築した研究は笠原・加藤（2004）しか存在しない。笠原・加藤（2004）は、保育士による被虐待児の発見と通告に

関する問題とそれへの対策を検討するためには、まずそのプロセスを明らかにする必要があったと考えた。そういう問題意識から、保育者による園での対応プロセスのモデル化を試みた(図1)。しかし、その際、モデルの焦点を保育者の抱える一般的な不安の内容に置いていたために、保育者が実際に被虐待児への対応を行う中で体験した事例やその対応の中で保育者が抱えていた多様な問題のすべてを説明できるところまでには至っていなかった(加藤・笠原, 2004)。

そこで、その点を踏まえて、加藤・笠原(2005)は、上述のモデルの修正を行うために、保育者2名、園長1名に対して、彼らが実際に保育中に虐待を疑い、通告(あるいは未通告)に至った事例と、その事例への対応上の問題について詳細な面接を行った。具体的には、保育者や園長らが実際に体験した事例での問題が、①上述のプロセス・モデルのどの段階に該当するのか、②そこで何が問題になったのか、③その原因は何であると考えられたかについて詳細な面接調査を行った。

その結果、図1のプロセス・モデルそのものを再構築する必要があることが判明した。具体的には、大きく次の2点であった。すなわち、第1に、保育者や園長らの面接内容から、保育者や園が児童相談所などの専門機関に被虐待の疑われる子どもや家族を通告しない原因として、次のような3つの事例認知のパターンがあることが推測された。もしこの推測が正しいならば、これら3つのパターンを、上述のモデル(笠原・加藤, 2004)ではうまく説明できないという問題が発生する。すなわち、

(a) 虐待の見落とし・否認：

「虐待」に気づけない、あるいは「虐待」というラベルを用いず(「子育てに未

熟な保護者(以降、「親」と記述する)」などのような他のラベルを用いて)、虐待ではないかのように見なし、否認するパターン(意識性がないか、低い)

(b) 虐待の判断の保留：虐待の事実に気づきながらも、判断に迷うがために、虐待かどうかという判断を保留してしまうパターン

(c) 虐待の隠蔽：虐待の事実に気づきながらも、その事実を故意に隠すパターン

第2に、面接内容から、前述の3つの事例認知パターンは、保育者個人の判断プロセスの中で生じるだけでなく、保育者間のあるいは保育者と上司(園長や主任)との間での対話や相談のプロセスの中で生じていると推測された。例えば、ある事例では、保育者が上司に報告し相談するプロセスの中で、最終的に通告しないという結論に至ったということがあった。これは、個人内の意思決定による未通告ではなく、上司とのやりとりすなわち集団内の意思決定に基づく未通告であると考えられた。

このように、上述のモデルは、①未通告に至る3つの事例認知パターン及び②これらの3パターンが誰の判断によって行われたか、すなわち保育者個人の意思決定によって生じたのかあるいは集団のそれによって生じたのかを説明できない。つまり、このモデルは、被虐待児を発見し通告できないといった原因がどのような段階の誰の意思決定によって生じているのかを詳細に説明するものとはなっていない。

そこで、本研究では、冒頭で述べた2つの課題の内、第1にまず焦点をあてる。すなわち、園における被虐待児の早期発見か

らその通告までのプロセスを、詳細な聴き取り調査を行い質的に分析する。それにもとづき、上で述べた2つの問題点を解決できるように、笠原・加藤(2004)モデルに改良を加え、より精緻で説明力のあるモデルを提案することを目的とする。

## II. 方法

### 1. 面接協力者

保育者 33 名より協力が得られた。回答者および勤務園の属性は以下の通りである。

- ① 性別：男性 2 名，女性 31 名。
- ② 平均年齢：26 歳 6 カ月。
- ③ 最終学歴：4 年制大学卒 11 名，短期大学卒 22 名。
- ④ 勤務園：保育園 21 名，幼稚園 12 名。
- ⑤ 保育経験年数：平均 4 年 9 カ月。
- ⑥ 設置主体：市町村 4 園，社会福祉法人 16 園，学校法人 10 園，宗教法人 2 園，個人経営 1 園。

### 2. 半構造化面接調査の内容と手順

(1) 保育者に報告を求めた事例の定義と説明

被虐待児への対応プロセスをモデル化するために、保育者に、表 1 の分類と定義に基づく事例の保育経験があるか否か回答を求めた。

**顕在群**とは、児童相談所や市町村の福祉事務所などの専門機関によって児童虐待被害の調査・措置がなされた事例である。下位分類として以下の 4 つを設けた。まず、(a1) 専門機関から見守りを依頼され入園してきた事例である。次に、園が第一発見者となって通告した結果、(a2) 施設や一時保護所に保護された事例や (a3) 専門機関と連携しながら対応することになった事例である。さらに、園は通告を行わなかつ

たが、(a4) 外部の人が園の子どもを通告した結果、虐待の事実が明るみに出た事例である。

**潜在群**とは、保育者により被虐待を疑われているが未通告の状態にある事例である。潜在群は、保育者には、「児童虐待」の可能性があると意識されていることが条件である。被虐待を疑う程度の強さにより、(b1) 明らかに虐待であると思われるが未通告となっている事例と (b2) 虐待であるとの判断に迷いがあり未通告になっている事例という 2 つの下位分類を設けた。

**潜在的ハイリスク群**と**育児困難群**は、「虐待ではないが、育児や親子関係に問題があり家庭への支援や指導が必要な子ども」として保育者に回答を求め、その後、後述のチェックリスト評定や事例概要の内容を著者 2 名と大学院生 2 名とが協議することによって分類された。この協議によって、被虐待の事例として判断される場合に潜在的ハイリスク群として、被虐待の可能性が低いか、明らかに被虐待の事例ではないと判断された場合に育児困難群として分類された。潜在的ハイリスク群にも 2 つの下位分類を設けた。(c1) 保育士過誤（例えば虐待とは身体に対する外傷がある場合のみを指すなどのように知識の偏りや思いこみなどによって虐待ではないと判断された）事例と (c2) グレーゾーン（被虐待であるとの判断が難しいが虐待の可能性を否定できない）事例である。また、育児困難群にも 2 つの下位分類を設けた。(d1) 子ども問題（親の対応などには問題がなく、子ども本人に発達上の問題が含まれている場合）の事例と (d2) 親問題（子どもには問題がなく、親の側に雇用や経済的な問題を有する場合）の事例である。以上の分類と定義に該当しない事例は、判定不能とした。

(2) 事例ごとの対応に関する情報収集

事例ごとに被虐待の種類と重症度の評

定を求め、次に、チェックリスト評定を求めた。そのチェックリストとは、笠原・加藤(2005)が園において潜在化している被虐待児をスクリーニングするために作成したものである。この後、以下の手順に従い聴き取りを実施した。

①事例の概要：事例ごとに、どのような事例だったのかの聴き取りをおこなった(例えば、家族構成や家庭の事情、虐待の背景など)。

②園での対応プロセスの聴き取り 1 (面接協力者ペース)：園において保育者個人や主任、園長などの上司が行った対応についての聴き取りを行った。まず、次の3つの質問を順に行い、面接協力者ペースで回答してもらった。その面接質問とは：

- (a)「保育者として、どのような対応を行ったのか」、
- (b)「園全体で、どのような対応を行ったのか」、
- (c)「それらの対応が全体としてうまくいったと思うか否か」である。

③面接実施者によるプロセス・モデルの説明：面接実施者が、保育場面での児童虐待問題への対応に関するプロセス・モデル(図1)を説明した。次に、そのプロセス・モデルの段階ごとに、保育者が体験していることが既にわかっている問題の例の一部を説明した。なお、この例は、笠原・加藤(2004)で得られた保育者の回答の一部であった。

④園での対応プロセスの聴き取り 2 (面接実施者ペース)：<sup>1</sup>面接実施者ペースで聴き取りを行った。この面接では、②の最後の質問、「対応が全体としてうまくいったと思うか否か」の回答結

果に応じて、次のどちらかの面接質問パターンを採った。

「うまくいかなかった」と判断された場合の面接質問パターン

- (a)「うまくいかなかったと判断する理由は何か」
- (b)「どの段階が問題となったのか」：園での取り組みにおいて、③で説明したプロセスのどの段階に問題が生じたのか説明を求めた。
- (c)「何が問題となったのか」：(b)で特定された、ひとつひとつの段階ごとに、いったい何が問題になったのか説明を求めた。その際、園・家族・専門機関のそれぞれに問題がなかったか詳細に情報収集した。
- (d)「なぜそれが問題になったのか」：(c)の問題が生じた理由について、園・家族・専門機関それぞれに何か原因と思われることがなかったか詳細な報告を求めた。

「うまくいった」と判断された場合の面接質問パターン

- (e)「うまくいったと判断する理由は何か」
- (f)「③で説明された問題をどのように克服したのか」：プロセス・モデルの段階毎に、保育者が体験した問題を、保育者や園がどのように克服していたのか報告を求めた。
- (g)「園での虐待への対応がうまくいった理由は何か」

### 3. 調査手続きと実施時期

面接調査は、平成16年11月から平成17年2月に実施された。面接に要した時間は1時間から2時間だった。面接内容はすべ

<sup>1</sup> なお、④の一連の質問は、早期発見・通告の抑制要因・促進要因を詳細に分析するために準備したものであった。そのため、その結果は、本論文に関連する部分を除いては、笠原・加藤(2006)に報告する。

てデジタルレコーダーで録音した。

#### 4. 人権及び利益の保護のために講じた対策・措置

面接調査依頼は、電話連絡によって行った。保育士養成施設であるA大学およびB短期大学の卒業生から面接協力者を募り、協力が得られた後にはその協力者から他の保育者を紹介してもらった。依頼の際には、面接の趣旨と簡単な内容を説明し、個人や所属機関の名前が公になることは決してないことを伝えた。さらに、面接の際には、不快体験の想起によって面接を継続することが困難になったときには、途中で面接を中止してもよいと口頭で伝えた。調査結果報告の前に、面接協力者の希望があれば報告内容の閲覧を求めることも可能であると伝え、情報開示にあたっては、慎重に取り扱うことを確約した。

### Ⅲ. 結果および考察

面接協力者から報告された事例は、74事例であった。録音された面接内容は、まず、その音声通りに逐語記録として転記した。次に、転記された文書データから、事例ごとに、事例の特徴、虐待を疑った経緯、保育者や園の対応を整理した。特に、対応プロセス内での問題、不安や悩みに関する情報は、図1のプロセス・モデルの段階ごとに整理した。以下の分析には、これらの加工されたデータを用いた。

#### 潜在化する被虐待児の早期発見と通告に関するプロセス・モデルの改訂

(1)事例の検討と旧モデル(図1)の問題点1:未通告に至る3つの事例認知パターン

74事例中、判定不能の事例が7事例、育児困難群であると考えられた事例が5事例だった。よって、この12事例を除く62事例について、保育者による児童虐待の早期発見から通告に至るまでのプロセスを詳細に検討した。具体的には、前のプロセ

ス・モデル(笠原・加藤, 2004)に、事例を1事例ずつ当てはめていき、モデルの問題点を検討していった。

その結果、前のプロセス・モデル(笠原・加藤, 2004)に次のような問題点があることが判明した。それは、前モデルの中の④で通告をしないと決定した後に、⑤「園での親・子への対応」から⑥「虐待の改善の査定」へというループになっている箇所である。このままでは、潜在的ハイリスク群の事例そのものが説明できなかった。実際、事例を詳細に検討したところ、(a)虐待の見落とし・否認、(b)虐待の判断の保留、(c)虐待の隠蔽という3つのパターンがあることがわかった。このような事例の多様さに図1では対応できなかった。

(2)旧モデルの問題点2:2つの判断プロセス

また、前のモデルの問題点を検討していく作業において、園の中の被虐待児が専門機関に通告されることなく潜在化していくプロセスには、次の2つの判断プロセスがあることがわかった。よって、モデル化に際しては、これらの2つの判断プロセスに分けて行う必要があることがわかった。すなわち、①保育者個人の判断によって生じた潜在化していく個人内プロセスと②保育者から上司へと報告はあったが上司が対応せず、結果的に潜在化してしまうという集団内プロセスである。具体的には、次の通りである。

- ①個人内プロセス:保育者個人に虐待の認識がないか、低いため、あるいは何らかの理由により保育者が被虐待の事実気づきながらも故意に隠蔽し、上司にも専門機関にも報告、通告せず、園内で保育者個人が事例への対応に終始する場合を指す。  
・「夫婦仲が悪い」、「親が無責任で

ある」,「仕事に追われて子どもに目を向けていない」などのラベリングをすることで虐待とは考えなくなる(事例番号: 1n\_d\_e2).

- ・保育者は園児の被虐待のサインに気づきながら誰にも相談せず,その結果,潜在化している事例(事例番号: 29n\_b\_b1).

②集団内プロセス:保育者は「虐待が疑われる」あるいは「虐待かどうか判断に迷う」子どもを,上司(園長や主任)に報告,相談した.しかし,上司が児童虐待についての知識の乏しさから虐待であると認識できない事例(事例番号: 21n\_a\_b2)や上司が責任をとることを避けたいがために未通告となった事例もあった.

### (3)新しいプロセス・モデルの提案

以上の問題点の指摘を踏まえて,前モデルをさらに精緻化した.このモデルの妥当性を検討するために,得られたすべての62事例が,このモデルにどの程度適合するかを調べた.具体的には,実際に事例で起こっていた判断や処理のプロセスが,モデル上のプロセスと一致しているかどうかを確認してみた.その結果,適合率は98.4%<sup>2</sup>であり,このモデルの妥当性が確認できた.そこで,新たに改訂したモデルを図2のように提案する.

新しく提案するモデルは,次の2点で前モデルと大きく異なる.すなわち,①個人内プロセスと集団内プロセスを区分した(その2つのプロセスは再帰的構造を持つ).また,②モデル内の段階は,すべて判断(図では菱形)と処理(図

では長方形)のプロセスとして記述した.そして,「はい」(図では yes)か「いいえ(判断の保留『どちらでもない』なども含む)」(図では no)かを選択し,処理を実行することによって,次の段階に移行するようにした.以下に,新たに提案されたプロセス・モデルについて説明を加える.<sup>3</sup>

「開始」:プロセス・モデルの「開始」は保育(図では左上)である.まず,園において保育者がある子どもを保育しているとき,その子ども([n]と表記)の初期状態(初期値)として,子ども[n]に[0:問題がない]を代入する(このことを,処理記号では,[ $n \leftarrow 0$ ]と表現している).

①「サインに気づくか」:保育中に保育者は子どもの示す行動や情緒面に何らかのサインを発見できれば,次の②に移る.しかし,もし子どもが実際に虐待を受けているのにもかかわらず保育者が子どもの示すサインに気づかなかった場合には,その子どもは未発見事例(false negative 偽陰性)となる.子どもの状態は,問題がないと処理され[ $n \leftarrow 0$ ],次に,「 $n = 1$ か2か」の判断が求められ,「いいえ」を選択し「開始」に戻る.

②「情報収集するか」:サインに気づき,それ以外にさらに不審な点がないかを確認するために情報収集をすると判断すれば,次の③に移る.しかし,それ以上の情報収集は必要ないと判断するならば,①と同じように処理,判断され「開始」に戻る.この場合も未発見事例となる危険性がある.

③「要支援児として判断するか」:さらなる情報収集の結果,園において特別な配慮や支援の必要な子ども(本研究では,要支援児と表記)であると判断するかどうか

<sup>2</sup> モデルに適合しない事例は1事例だった.この事例は,園外からある園児が虐待を受けている疑いがあると園に連絡があり,対応していった事例である.プロセス・モデルからとらえた場合,この事例は,プロセスの開始が始点の(保育)ではなく,「⑧上司に報告する」になる.

<sup>3</sup> モデル中の記号:丸四角は,端子記号であり,プロセス・モデルの「開始」と「終了」を表す.長方形は,処理記号であり,その中に書かれている処理を実行する.また菱形は,判断記号であり,記号の中には,判定条件が書かれており,「はい」か「いいえ」を選択することで処理の流れを変更する.

の段階に入る。これは、園には、知的障害、発達障害、また療育の対象とはならない程度の遅れを持つ子どもなど多種多様な子どもたちが在園しているからである。要支援児であると判断した場合、次の④へ移る。しかし、この段階で、要支援児ではないと判断すれば、問題はない事例として処理され〔 $n \leftarrow 0$ 〕、その後、「 $n = 1$ か2か」を判断し「開始」に戻る。すなわち未発見事例となる。

④「虐待を疑うか」：要支援児として対応すると判断した後、その要支援の理由の一つとして虐待を疑うかどうかを判断する段階に入る。疑うという判断になれば、⑤へと移る。しかし、疑わないと判断すれば、④'「虐待ではなく特別な配慮の必要な子どもとして対応していくか」の判断を求められる。この場合、このような事例が実際に虐待を受けていたならば、保育者には虐待であるとの認識がないか、低いため、潜在的ハイリスク群となる。対応しないという判断になれば、子ども〔 $n$ 〕には〔1：不審な点がある〕と処理され（処理記号中では、〔 $n \leftarrow 1$ 〕と表現）、①へ戻ることになる。一方、要支援児として対応すると判断すれば、この後、後述の⑦「上司へ報告するか」を保育者は判断することになる。

⑤「虐待と認識するか」：保育者が、虐待として認識するなら、⑥へと移る。しかし、虐待と認識しないあるいは判断できないと回答するならば、否認あるいは保留となり、虐待とは判断されないが子ども〔 $n$ 〕には〔1：不審な点がある〕と処理され（処理記号中では、〔 $n \leftarrow 1$ 〕と表現）、「 $n = 1$ か2か」の判断で〔 $n = 1$ 〕を選択し①に戻る。この場合、潜在的ハイリスク群に分類される可能性が強くなる。

⑥「虐待として対応するか」：保育者が虐待として対応すると判断した場合、「 $n = 2$ か否か」という判断を経て（この判断記号については後述する）⑦へと移る。し

かし、虐待と認識しながら虐待として対応しないと判断されることもある。その場合は、気づきがありながら対応しないため放置あるいは隠蔽になると考えられる。このような事例は、保育者に虐待であるとする認識がありながら個人で抱え込んでしまっていることになり、その結果、潜在群になってしまう。このような判断になった場合も、再度、①へ戻る。

⑦「上司に報告するか」：⑥「虐待として対応する」と判断した後や④'「要支援児として対応する」と判断した場合、この段階に入る。この段階までが、保育者個人が行う判断である（図では、個人内プロセスとして表記）。ここで、報告すると判断するば⑧へと移る。しかし、上司への報告を実行しないと保育者が判断すれば潜在群か潜在的ハイリスク群<sup>4</sup>になってしまう。その場合、子どもは〔警戒を要する点がある〕という処理がなされ（処理記号では〔 $n \leftarrow 2$ 〕）、保育者個人が支援を行いながら、再度①に戻り、サイクルを繰り返すことになる。

⑧「上司に報告する」：⑦の段階において、「上司へ報告する」と判断されれば、⑧の処理がなされる。ここから集団内プロセスに入る。集団内プロセスの意思決定の段階は、基本的に個人内プロセスの内容と同一である。

⑨～⑮集団内プロセス：上司へ報告した後、⑨から⑮まで一連の判断がなされる。この判断プロセスにおいて、上司が一度でも「いいえ」と判断した場合、すべてその事例は警戒が必要であると処理され（ $n \leftarrow 2$ ）、①の判断に戻り、サイクルを繰り返す。

⑯「保育者が単独で通告するか」：上司が「いいえ」と判断した状態は、具体的に述べるならば、保育者は、ある子どもを要

<sup>4</sup> この場合、①→⑥→⑦のルートをとった場合は潜在群、①→④→④'→⑦の場合は潜在的ハイリスク群となる。



警戒として判断し上司に報告したのだが、上司はそのような事例として対応していない状態である。実際、保育者個人が虐待の存在を疑ったとしても、園の上司がそれを否定し放置したまま虐待の状況を悪化させてしまうという事例も報告されている。このような事例に対応する一つの手段は、保育者が単独で、直接、専門機関に通告することである。すなわち、⑩単独で通告を実行するかどうかの判断である。確かに、保育者が子どもに虐待を疑った場合や虐待の事実を認めた場合、その情報や事実を園の責任者に報告することが組織運営上望ましいことである。しかし、上司が何も対応せずに事態が悪化して子どもが危険にさらされているならば、保育者個人が通告するしか選択肢がないだろう。この保育者個人が通告する行為は、現在の法律と照らしても、通告義務は基本的には個人に課せられているため問題はないと考えられる。このような事例を、プロセス・モデルの中に表現するために、⑥の後に判断、すなわち事例が $[n=2]$ であるか否か判断する段階を新たに設定し、その後に、⑯の判断を求めたのである。

「通告を実行する」：上述の処理と判断を経て、専門機関への通告が実行される。このモデルでは、通告の実行は、保育者が虐待を疑って虐待であると認識し対応すると判断した場合にのみ通告されるわけではない。⑫' 要支援児として対応すると判断した場合にも通告の実行に至ることが可能となるようにした。その理由は、虐待の確証がなくても、保育者が要支援として認識して対応し最終的に専門機関への通告が実行された結果、虐待の事実が明るみに出る事例があると予想されるからである。つまり、保育者は、虐待であると明確に判断できるまで待つて通告するのではなく、虐待であるか否かの確証は、保育者や上司以外の専門家が行った方がよい

という考え方を採っているからである。

「終了」：プロセス・モデルの終了は通告を実行した後に設定した（図では右下）。

### 本モデルの意義と今後の課題

本研究で提案したモデルは、次の点で、これまでのモデル（笠原・加藤，2004）よりも優れているといえる。一つは、このモデルによって多種多様な事例を説明することが可能となった点である。例えば、個人の判断プロセスでは虐待として認識したが、集団の判断プロセスでは虐待ではないと判断され潜在化した事例（あるいは個人で通告を行った事例）や個人の判断プロセスでは虐待とは認識していなかったが集団の判断プロセスで虐待と認識され通告された事例などを説明できるようになった。次に、このモデルによって、対応上の問題を抱えた事例を検討することにより、モデルのどの段階にどのような問題があったためにそうなったのかを明らかにすることが可能になったことである。すなわち、園での対応上の問題をアセスメントすることが可能になる。このようなアセスメントにより、より事例に対応した対策を立案し実行することが可能になるだろう。

今後の課題として、次の3つを上げることができよう。すなわち、第1に、そのプロセス内の判断を阻害する要因や促進する要因を明らかにする必要があるだろう。第2に、本稿で提案した保育者独自のプロセス・モデルやそれに影響を与える要因をより精緻化する作業を継続していく必要がある。第3に、園における被虐待児の未発見や未通告が、このプロセス・モデルのどの段階で生じたのか、その時にどのような要因が強く影響していたのかを質的に記述すると同時に、量的にも調査、検討していくことである。

### 引用文献

- Abrahams, N., Casey, K., & Daro, D. (1992). Teachers' knowledge, attitudes, and beliefs about child abuse and its prevention. *Child Abuse & Neglect*, *16*, 229-238.
- Ashton, V. (2004). The effect of personal characteristics on reporting child maltreatment. *Child Abuse & Neglect*, *28*, 985-997.
- Brosig, C. L., & Kalichman, S. C. (1992). Child abuse reporting decisions: Effects of statutory wording of reporting requirements. *Professional Psychology: Research and Practice*, *23*(6), 486-492.
- Crenshaw, W. B., Crenshaw, L. M., & Lichtenberg, J. M. (1995). When educators confront child abuse: An analysis of the decision to report. *Child Abuse & Neglect*, *19*(9), 1095-1113.
- Delaronde, S., King, G., Bendel, R., & Reece, R. (2000). Opinions among mandated reporters toward child maltreatment reporting policies. *Child Abuse & Neglect*, *24*(7), 901-910.
- Feng, J. Y., & Levine, M. (2005). Factors associated with nurses' intention to report child abuse: A national survey of Taiwanese nurses. *Child Abuse & Neglect*, *29*, 783-795.
- Flaherty, E. G., Sege, R., Binns, H. L., Mattson, C. L., & Cheistoffel, K. K. (2000). Health care providers' experience reporting child abuse into the primary care setting. *Archives of Pediatrics & Adolescent Medicine*, *154*, 489-493.
- James, S. H., & DeVaney, S. B. (1994). Reporting suspected sexual abuse: A study of counselor and counselor trainee responses. *Elementary School Guidance and Counseling*, *28*, 257-263.
- Kalichman, S. C., & Brosig, C. L. (1993). Practicing psychologists' interpretations of and compliance with child abuse reporting law. *Law and Human Behavior*, *17*(1), 83-93.
- Kalichman, S. C., Craig, M. E., & Follingstad, D. R. (1988). Mental health professionals and suspected cases of child abuse: An investigation of factors influencing reporting. *Community Mental Health Journal*, *24*(1), 43-51.
- Kalichman, S. C., Craig, M. E., & Follingstad, D. R. (1990). Professionals' adherence to mandatory child abuse reporting laws: Effects of responsibility attribution, confidence rating, and situational factors. *Child Abuse & Neglect*, *14*, 69-77.
- 笠原正洋・加藤和生. (2004). 親による園児虐待への対応に対する保育士の抱える不安と園の対策の実態. *中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要*, *36*, 33-42.
- 笠原正洋・加藤和生. (2005a). 保育園の保育士は潜在する被虐待児を発見し通告できているのだろうか? 「潜在的児童虐待被害」の実態解明とそれが心に及ぼす影響に関する理論的・実証的研究 (平成 13-15 年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)) 研究成果報告書, 121-128.
- 笠原正洋・加藤和生. (2005b). 保育園における潜在的被虐待児を検出するためのスクリーニング尺度の作成およ

- び妥当性に関する基礎的研究。「潜在的児童虐待被害」の実態解明とそれが心に及ぼす影響に関する理論的・実証的研究（平成13-15年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)）研究成果報告書, 129-140.
- 笠原正洋・加藤和生. (2006). 保育園や幼稚園において潜在化する被虐待児の早期発見および通告プロセスに影響する要因モデルの構築. (未発表論文)
- 加藤和生・笠原正洋. (2004). 保育園での潜在的被虐待児の早期発見と対応に関わる諸問題をめぐって：実態と課題（加藤和生・笠原正洋, 企画・司会者）. 日本教育心理学会第46回総会発表論文集, 自主シンポジウム S36-37.
- 加藤和生・笠原正洋. (2005). 保育園における潜在的被虐待児の早期発見・対応に関わる諸問題の探索的研究. 保育園での児童虐待の早期発見・対策にかかわる諸問題の解明と対策システムの構築（厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業, 平成16年度総括・分担研究報告書）, 7-18.
- 加藤由美. (2002). 虐待に対する保育者の取り組みと親への支援. *日本子どもの虐待防止研究会第8回学術集会抄録集*, 99.
- Kenny, M. C. (2004). Teachers' attitudes toward and knowledge of child maltreatment. *Child Abuse & Neglect*, *28*, 1311-1319.
- Kenny, M. C., & McEachern, A. G. (2002). Reporting suspected child abuse: A pilot comparison of middle and high school counselors and principals. *Journal of Child Sexual Abuse*, *11*(2), 59-75.
- Nightingale, N. N., & Walker, E. F. (1986). Identification and reporting of child maltreatment by Head Start personnel: Attitudes and experiences. *Child Abuse & Neglect*, *10*, 191-199.
- O'Toole, R. O., Webster, S. W., O'Toole, A. W., & Lucal, B. (1999). Teachers' recognition and reporting of child abuse: A factorial survey. *Child Abuse & Neglect*, *23*, 1083-1101.
- Shor, R. (1998). Pediatricians in Israel: Factors which affect the diagnosis and reporting of maltreated children. *Child Abuse & Neglect*, *22*, 143-153.
- Sundell, K. (1997). Child-care personnel's failure to report child maltreatment: Some Swedish evidence. *Child Abuse & Neglect*, *21*, 93-105.
- Wills, C. L., & Wells, R. H. (1988). The police and child abuse: An analysis of police decisions to report illegal behavior. *Criminology*, *26*(4), 695-716.
- Wurtele, S. K., & Schmitt, A. (1992). Child care workers' knowledge about reporting suspected child sexual abuse. *Child Abuse & Neglect*, *16*, 385-390.

#### 付 記

この論文は、日本発達心理学会第17回大会において発表された次の一連の研究データの一部を再分析したものである。すなわち、「保育園での被虐待児の早期発見と対応に関わる諸問題(1)－被虐待児の早期発見と対応に関するプロセスモデルの構築(加藤和生・笠原正洋・小林美緒・小田部貴子)」、(2)－頭在群、潜在群、潜在ハイリスク群の実態(小林美緒・加

藤和生・笠原正洋・小田部貴子), (3)一被虐待  
児群別に見た対応プロセスの問題と障壁(笠原  
正洋・加藤和生・小林美緒・小田部貴子), 発  
表論文集, Pp. 557-559」である。